

令和3年8月24日

保護者 様

裾野市教育委員会

新型コロナウイルス感染症における出欠等の扱いについて

日頃より、本市の教育活動に対して、多大なるご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

二学期のスタートにあたり、市内小中学校の新型コロナウイルス関係の対応について、改めて確認させていただきます。対応の詳細については、以下のとおりとなりますので、今後ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 当日の朝、風邪症状がある場合

【対応】症状が消失し全快するまで自宅で休養してもらいます。（出席停止扱い）
ただし、発熱・咳・喉の痛み・息苦しさの症状等があった場合は、主要症状が消失した翌日までを目安とします。

2 学校で風邪症状の体調の変化が生じた場合

【対応】早退となります。症状が消失し全快するまで自宅で休養してもらいます。
（出席停止扱い）ただし、発熱・咳・喉の痛み・息苦しさの症状等があった場合は、主要症状が消失した翌日までを目安とします。

3 同居する家族に発熱等の症状がある場合

【対応】（国レベル1の場合）

症状が出ている人の状況（直近2週間の行動等）を聞き取り、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合は、当該児童生徒を（早退させ）「出席停止」とします。

（国レベル2または3の場合）8月20日現在は、「レベル3」

当該児童生徒を「出席停止」とします。なお、出席停止の期間は同居する家族の発熱症状が治まるまでとします。また、同居家族の症状が発熱以外の場合は、上記国レベル1の地域と同様の扱いとします。

8月20日現在は、「レベル3」

（注）上記レベルは、文部科学省から示されている「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」におけるレベルを指します。

ただし、同居家族がワクチン接種を行い、副反応による症状（発熱や倦怠感等）であることが明らかな場合は、この限りではない。

4 濃厚接触者と認定された場合

【対応】感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間（若しくは、保健所から指定された期間）の「出席停止」となります。

5 周囲に感染させる可能性を心配して、学校を休ませたい場合

【対応】家族も含めて直近2週間ほどの行動等を確認し、合理的な理由があると校長が判断する場合は、「出席停止」とします。

6 海外から帰国して転入する場合

【対応】2週間の自宅等での待機が要請された場合、その期間は「出席停止」とします。（対象国のみ適用）

7 感染者が増加している地域から転入する場合

【対応】転入元地域の感染状況、該当児童生徒およびその保護者の生活形態等から判断し、必要に応じて自宅で休養するよう、市教委が保護者に要請します。また、その期間は「出席停止」とします。

8 児童生徒に感染が判明した場合

【対応】該当児童生徒を「出席停止」とします。
感染した児童生徒の学校内での活動状況を踏まえ、学級閉鎖、学年閉鎖、臨時休業の措置をとる場合があります。

【ワクチン接種に関する出欠等の扱い】

1 ワクチン接種を受ける場合

【対応】接種のために終日欠席する場合は、「出席停止」とします。
接種のために、遅刻・早退する場合は、遅刻・早退の扱いにはしません。

2 ワクチン接種に伴う副反応が出た場合

該当児童生徒を「出席停止」とします。